

消費者基本計画 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p>第 1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ (略)</p> <p>第 2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、<u>取組を進めるに当たり、平成 23 年 3 月の東日本大震災への対応</u>については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>(1) 消費者の安全・安心の確保</u></p> <p>消費者の安全と安心を確保するため、政府は、食品を始めとする商品と役務についての必要な基準の整備と確保、安全を害するおそれがある商品と役</p>	<p>第 1 「消費者基本計画」策定の趣旨 ～消費者政策の新たなステージ～ (略)</p> <p>第 2 消費者政策の基本的方向</p> <p>消費者基本法は、消費者政策の推進は、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本とするとともに、高度情報通信社会の進展、消費生活の国際化の進展、環境の保全などに配慮して行われなければならないことを定めています。</p> <p>また、国会における消費者庁等設置関連法案の審議において、地方公共団体の消費者行政の重要性とこれに対する国の支援の必要性が指摘され、このことは関連法案の附則や審議における附帯決議においても示されています。</p> <p>政府としては、消費者基本法の規定や、関連法案の国会における審議、関連法案の附則及び附帯決議などを踏まえ、また、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮するという観点に留意しつつ、この「消費者基本計画」が目指す消費者政策の基本的な枠組みと主な課題を、以下のとおり取りまとめました。</p> <p>なお、平成23年3月の東日本大震災への対応については、分かりやすい情報提供、被害を受けた自治体の支援、被災者の生活再建支援等のうち、消費者の利益の擁護の観点から必要となる各施策を適切に実施してまいります。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p><u>(1) 消費者の安全・安心の確保</u></p> <p>消費者の安全と安心を確保するため、政府は、食品を始めとする商品と役務についての必要な基準の整備と確保、安全を害するおそれがある商品と役</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p>務に関する情報の収集と提供、事業者による注意喚起、商品の自主的な改修や回収の促進、リスクコミュニケーション¹の充実などの必要な施策を講じます。</p> <p>特に、消費者事故等の情報について、政府は、地方公共団体や関係機関との連携の下、消費者に対する適時かつ適切な提供による消費者の注意の喚起、分析と原因の調査・究明のための体制の充実、事業者等の違法な行為に対する厳正な法執行などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者、妊産婦など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組みます。</p> <p>とりわけ食の安全・安心の確保については大きく前進していく必要があることから、リスク評価機関²、リスク管理機関³とともに、消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組むなど、消費者庁が司令塔・エンジン役としての役割を發揮します。</p> <p><u>＜重点的な取組＞</u></p> <p><u>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。（PIO-NET・事故情報データベースを活用した情報収集・発信体制の整備等）</u></p> <p><u>イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。（事故情報分析タスクフォースなどを通じた迅速・的確な分析・原因究明、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方の検討等）</u></p> <p><u>ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。（食品安全の総合的方針である「基本的事項」改定、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一層の促進等）</u></p>	<p>務に関する情報の収集と提供、事業者による注意喚起、商品の自主的な改修や回収の促進、リスクコミュニケーション¹の充実などの必要な施策を講じます。</p> <p>特に、消費者事故等の情報について、政府は、地方公共団体や関係機関との連携の下、消費者に対する適時かつ適切な提供による消費者の注意の喚起、分析と原因の調査・究明のための体制の充実、事業者等の違法な行為に対する厳正な法執行などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、被害に遭いやすい高齢者や子ども、障害者、妊産婦など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者事故等の再発・拡大防止、未然防止に取り組みます。</p> <p>とりわけ食の安全・安心の確保については大きく前進していく必要があることから、リスク評価機関²、リスク管理機関³とともに、消費者の立場に立った情報提供、消費者の意見の施策への反映に取り組むなど、消費者庁が司令塔・エンジン役としての役割を發揮します。</p>
<p>¹ 施策の策定に当たって、消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するため、消費者の安全に対するリスクについて情報・意見の交換を行うこと。</p> <p>² 食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価する機関。</p> <p>³ すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行う機関。</p>	<p>¹ 施策の策定に当たって、消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するため、消費者の安全に対するリスクについて情報・意見の交換を行うこと。</p> <p>² 食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価する機関。</p> <p>³ すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置を決定、実施、検証、見直しを行う機関。</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p><u>（２）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</u></p> <p>消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、政府は、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供と勧誘の適正化、公正な契約条項の確保などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者の商品の購入や使用又は役務の利用に際し、その自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、政府は、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者及び事業者の双方にとって明確で分かりやすいものとする観点も踏まえつつ、商品と役務の品質などに関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制するなどの必要な施策を講じます。</p> <p>さらに、政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。</p> <p>あわせて、政府は、消費者が事業者との間の取引に際し計量について不利益を被ることがないようにするため、商品と役務について適正な計量の実施の確保を図るとともに、商品と役務の品質の改善と国民の消費生活の安定と向上のため、商品と役務について適正な規格を整備し、その普及を図るため、必要な施策を講じます。</p> <p><u><重点的な取組></u></p> <p><u>ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。（改正特定商取引法の厳正な執行、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方や消費者団体訴訟の対象拡大の検討、住宅リフォームに関する被害防止の取組、未公開株取引等に関するトラブルに対する取組の強化等）</u></p> <p><u>イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。（食品表示関連法令の統一的運用や一元的な法律の制定など法体系の在り方の検討等）</u></p>	<p><u>（２）消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保</u></p> <p>消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、政府は、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供と勧誘の適正化、公正な契約条項の確保などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者の商品の購入や使用又は役務の利用に際し、その自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、政府は、高齢者や子ども、障害者など消費者の年齢その他の特性に配慮しながら、消費者及び事業者の双方にとって明確で分かりやすいものとする観点も踏まえつつ、商品と役務の品質などに関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制するなどの必要な施策を講じます。</p> <p>さらに、政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。</p> <p>あわせて、政府は、消費者が事業者との間の取引に際し計量について不利益を被ることがないようにするため、商品と役務について適正な計量の実施の確保を図るとともに、商品と役務の品質の改善と国民の消費生活の安定と向上のため、商品と役務について適正な規格を整備し、その普及を図るため、必要な施策を講じます。</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p><u>(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実</u></p> <p>政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。</p> <p><u><重点的な取組></u></p> <p><u>ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。（「消費者教育推進会議」を開催し、関係省庁が連携して消費者教育を体系的に進める体制を確立等）</u></p> <p><u>イ 学校における消費者教育を推進・支援します。（副読本や教材などの作成、教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等）</u></p> <p><u>ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。（消費者教育の多様な主体の連携の場の創設等）</u></p> <p><u>エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。（各種消費者トラブルに対する啓発教材等の作成・配布等）</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進</u></p> <p>複雑化・多様化する消費者被害について、消費者と事業者の間の情報の「質」と「量」や交渉力などの格差などから、個々の消費者が自らの力のみでは被害の回復を図ることには限界があることにかんがみ、政府は、消費者委員会の意見を踏まえつつ、消費者の被害等の適切かつ迅速な救済のための制度の整備などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、事業者と消費者との間に生じた商品や役務に関する苦情や紛争が専</p>	<p><u>(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実</u></p> <p>政府は、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費生活に関する知識の普及と情報の提供など消費者に対する啓発活動の推進などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、政府は、学校、家庭、地域、職域その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じます。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進</u></p> <p>複雑化・多様化する消費者被害について、消費者と事業者の間の情報の「質」と「量」や交渉力などの格差などから、個々の消費者が自らの力のみでは被害の回復を図ることには限界があることにかんがみ、政府は、消費者委員会の意見を踏まえつつ、消費者の被害等の適切かつ迅速な救済のための制度の整備などの必要な施策を講じます。</p> <p>また、事業者と消費者との間に生じた商品や役務に関する苦情や紛争が専</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p>門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、政府は、地方公共団体との連携の下、地方公共団体などにおける消費生活相談の窓口体制の充実・強化、相談員の処遇の改善等を通じた人材の確保と資質の向上、地方公共団体における消費者行政の体制の整備と人材の強化、民間裁判外紛争解決手続機関、国民生活センター、地方公共団体が設置する紛争解決手続機関等を活用した紛争解決の促進などの必要な施策を講じます。</p> <p><u>＜重点的な取組＞</u></p> <p><u>ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。(不当な収益をなく奪し、被害者を救済する制度の検討等)</u></p> <p><u>イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。(国民生活センターにおける重要消費者紛争の和解の仲介等の手続の実施、地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携等)</u></p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>(1) 地方公共団体への支援・連携</u></p> <p>消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</p> <p><u>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、その目指す姿や国による支援の在り方について地方公共団体や消費者委員会等の意見を踏まえて「地方消費者行政の充実・強化のための指針」として取りまとめ、引き続き、その充実・強化に取り組みます。</u></p>	<p>門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、政府は、地方公共団体との連携の下、地方公共団体などにおける消費生活相談の窓口体制の充実・強化、相談員の処遇の改善等を通じた人材の確保と資質の向上、地方公共団体における消費者行政の体制の整備と人材の強化、民間裁判外紛争解決手続機関、国民生活センター、地方公共団体が設置する紛争解決手続機関等を活用した紛争解決の促進などの必要な施策を講じます。</p> <p>2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上</p> <p><u>(1) 地方公共団体への支援・連携</u></p> <p>消費生活の現場を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化について、政府は、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化します。特に、消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、国民生活センターと連携して、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施するとともに、地域での様々な関係者・関係団体の参加や連携の推進、国の行政と現場における双方向の連携強化への支援や環境づくりに取り組みます。</p> <p><u>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政については、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策の実施を推進し、引き続き、その充実・強化に取り組みます。</u></p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p><u>＜重点的な取組＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施します。</u> ○ <u>「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</u> <p><u>（2）～（3）</u> （略）</p> <p><u>（4）行政組織体制の充実・強化</u></p> <p>政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p>消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。</p> <p>国民生活センターについては、「<u>独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針</u>」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）において、「消費者行政全体の</p>	<p><u>（2）～（3）</u> （略）</p> <p><u>（4）行政組織体制の充実・強化</u></p> <p>政府は、公務員に対する十分な消費者教育・研修を実施することにより消費者行政を担う人材の育成を行うとともに、各府省庁及び関係機関における消費者担当部局の強化を行い、消費者の立場に立った政策を十分に遂行し得るような行政組織の整備と行政運営の改善を図るなどの必要な施策を講じます。</p> <p>消費者庁については、消費者行政の司令塔・エンジン役としての役割が発揮されているかを常に点検し、求められる役割が十分に果たせるよう、その体制の整備に努めます。特に、本計画の遂行を確実にするため、食の安全・安心の確保、情報の分析・原因の究明及び消費者教育の推進に関する司令塔・エンジン役の役割について、体制の拡充を図ります。<u>また、消費者行政に係るデータの整備を進めます。</u></p> <p><u>消費者委員会については、様々な消費者問題に関し、消費者の意見を踏まえた透明性の高い調査審議を通じて積極的に建議等を行い、消費者行政が直面する諸課題に的セルに対処するための方策を示すことが重要です。消費者庁と消費者委員会が連携・協力し、それぞれの役割を最大限に発揮できるよう、取り組みます。</u></p> <p>国民生活センターについては、平成25年度においては独立行政法人として活動する一方で、平成26年度以降については、国民生活センターの機能をさ</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p data-bbox="145 135 1108 263"><u>機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管することとされました。</u></p> <p data-bbox="145 279 1108 359">現在、「<u>国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会</u>」において、</p> <p data-bbox="190 375 1064 406"><u>（1）国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方</u></p> <p data-bbox="190 422 1064 454"><u>（2）消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方</u></p> <p data-bbox="145 470 1064 502">について検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。</p> <p data-bbox="123 614 481 646">3 経済社会の発展への対応</p> <p data-bbox="123 662 190 694">（略）</p>	<p data-bbox="1187 135 2139 215"><u>らに充実・強化させていくとの方針のもと、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、引き続き検討します。</u></p> <p data-bbox="1187 279 2139 454">現在、「<u>消費者行政の体制整備のための意見交換会</u>」において、<u>消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項の趣旨を踏まえ、国民生活センターを含めた消費者行政の体制を整備するための検討を進めており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じます。</u></p> <p data-bbox="1164 614 1512 646">3 経済社会の発展への対応</p> <p data-bbox="1164 662 1232 694">（略）</p> <p data-bbox="1131 758 1422 790">第 3 重点施策の推進</p> <p data-bbox="1153 805 2139 981"><u>消費者庁及び消費者委員会の発足後、3 年半が経過しました。新しい体制の下では、消費者事故等に関する情報が消費者庁に一元的に集約され、消費者被害の再発、拡大防止のため、注意喚起、関係機関との情報共有、連携等による様々な取組に加え、厳正な法執行を行っています。</u></p> <p data-bbox="1153 997 2139 1220"><u>いわゆる「押し買い」を規制するために特定商取引法が改正され、財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入するために消費者安全法が改正され、悪質商法、偽装表示等を行う事業者に対する法執行体制の強化が図られるとともに、同じく消費者安全法の改正により、生命・身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明する消費者安全調査委員会が新たに設置されました。</u></p> <p data-bbox="1153 1236 2139 1364"><u>また、消費者教育の推進に関する法律が制定され、「消費者市民社会」という言葉が初めて法律で定義付けられました。同法に基づき、消費者教育を総合的・一体的に推進していきます。</u></p> <p data-bbox="1153 1380 2139 1508"><u>消費者委員会からは11件の建議、10件の提言等が出されており、リコール情報等の周知徹底に向けた対応策など、建議等を踏まえ関係行政機関での検討を進めます。</u></p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
	<p><u>以上のような取組を進める中で、全国の消費生活センター等に寄せられる消費生活相談は、若干の減少傾向にはあるものの、年間約90万件という高水準で推移しています。中でも、高齢者の消費者トラブルは、訪問販売や電話勧誘による儲け話に関するものが多く、年々増加しています。</u></p> <p><u>生命・身体に係る消費者事故等のうち、死亡事故のような重大事故等についても、消費者庁へ通知された消費者事故等の件数が年間千件を超える高水準で横ばい傾向となっています。</u></p> <p><u>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による被災地域の風評被害の発生や、東京電力をはじめとする電力会社の値上げなど、消費者政策に係る新たな課題も発生しています。</u></p> <p><u>このように、消費者問題をめぐっては、様々な課題が残されています。消費者庁及び消費者委員会の発足後3年半が経過したことを踏まえ、創設時の理念に立ち返って、消費者基本計画におけるこれまでの取組を総括的に検証・評価し、平成26年度末までの計画期間中に重点的に取り組むべき施策を示しました。</u></p> <p><u>（1）消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」</u></p> <p><u>消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようになるための施策を講じます。</u></p> <p><u>あわせて、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者市民社会）を形成することを積極的に支援する施策を講じます。</u></p> <p><u>（2）消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」</u></p> <p><u>どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制を整備し、消費者からの苦情・相談やあっせんに適切に対応できる体制を構築するための施策</u></p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p>第3 「消費者基本計画」の検証・評価・監視</p> <p>この「消費者基本計画」を実効性のあるものとするためには、計画に盛り込まれた<u>具体的施策の取組状況</u>について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要です。<u>とりわけ「消費者基本計画」については、国会における消費者庁等設置関連法案の審議における附帯決議や附則において必要な措置を講じるとされている事項など、当面の3年間の進捗状況の評価が問われることとなります。</u></p> <p>このため、毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。<u>検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。</u>その際、特に以下の3点に留意します。</p> <p>① 検証・評価を行うに当たっては、その方法について、施策の内容に応じた客観的で可能な限り消費者にも分かりやすい基準を導入します。</p> <p>また、検証・評価については、例えば食品の安全の確保など特に重要と考えられる課題を選択し、その課題ごとに行うなど効果的な実施に努</p>	<p><u>を講じます。</u></p> <p><u>消費者団体をはじめ、地域において環境、福祉、産業等の分野で活動する多様な主体が消費者問題への取組を行いやすい環境を整備し、国と地方、地域内・地域間での連携を強化していくことで、地域全体の消費者問題の解決につなげていく施策を講じます。</u></p> <p><u>(3) 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」</u></p> <p><u>消費者の安全・安心を確保し、その自立を支援することにつながることはもとより、我が国の最大かつ喫緊の課題である日本経済の再生に取り組む上でのカギを握る消費の拡大の実現につなげるため、食品を始めとする商品と役務への消費者の安全・安心の確保、悪質商法や偽装表示等を行う事業者に対する厳正な法執行に努め、消費者の市場への信頼を通じた消費の拡大に資する施策を講じます。</u></p> <p>第4 「消費者基本計画」の検証・評価・監視</p> <p>この「消費者基本計画」を実効性のあるものとするためには、計画に盛り込まれた施策の取組状況について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要です。このため、毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。<u>この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。</u>その際、特に以下の3点に留意します。</p> <p>① 検証・評価を行うに当たっては、その方法について、施策の内容に応じた客観的で可能な限り消費者にも分かりやすい基準を導入します。</p> <p>また、検証・評価については、例えば食品の安全の確保など特に重要と考えられる課題を選択し、その課題ごとに行うなど効果的な実施に努</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
<p>めます。このため、消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化します。</p> <p>② 検証・評価を行うに際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者基本計画」の実施の状況や取り組むべき施策等について消費者等からの意見募集を行った上で、 ・ 各府省庁及び関係機関からのヒアリング結果などを考慮に入れた消費者委員会の意見を踏まえ、 ・ 消費者団体はもとより、地方公共団体、事業者団体等に対し十分な情報提供を行った上で、これらの団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等により、その意見を聴取し、 ・ 必要に応じ専門家の意見を聴くことにより、 <p>消費者等の意見のよりの確な反映を図ることとします。</p> <p>③ 各府省庁及び関係機関は、検証・評価の結果を次年度の具体的施策に適切に反映します。</p>	<p>めます。このため、消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化します。</p> <p>② 検証・評価を行うに際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費者基本計画」の実施の状況や取り組むべき施策等について消費者等からの意見募集を行った上で、 ・ 各府省庁及び関係機関からのヒアリング結果などを考慮に入れた消費者委員会の意見を踏まえ、 ・ 消費者団体はもとより、地方公共団体、事業者団体等に対し十分な情報提供を行った上で、これらの団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等により、その意見を聴取し、 ・ 必要に応じ専門家の意見を聴くことにより、 <p>消費者等の意見のよりの確な反映を図ることとします。</p> <p>③ 各府省庁及び関係機関は、検証・評価の結果を次年度の具体的施策に適切に反映します。</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）
	<p style="text-align: center;">重点施策</p> <p>① <u>消費者の自助・自立の促進を図る「消費者力向上の総合的支援」</u></p> <p><u>消費生活の安定及び向上を実現する上では、消費者自身の取組が重要です。しかしながら、個々の消費者が、自らの力のみで消費者問題の解決を図り、消費者の利益の擁護及び増進を実現することには限界があります。消費者自身の力（消費者力）の向上に向けて、政府として総合的に支援していく必要があります。</u></p> <p><u>消費者力の向上を図るためには、消費者の安全・安心及び自主的かつ合理的な選択の機会を確保するために必要となる情報が、消費者に、理解しやすい形で、確実に届く必要があります。このため、リコール情報の周知強化や食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを通じて、消費者の立場に立った情報提供を進めるとともに、いわゆる健康食品を含む食品表示に関する制度の整備等に取り組みます。</u></p> <p><u>消費者力の向上に向けては、消費生活に関する知識の普及など消費者に対する啓発活動が重要です。このため、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育に関する取組を推進します。</u></p> <p><u>消費者が、収集した情報や習得した知識を活用して、主体的に行動ができるような環境を醸成することが重要です。このため、消費生活において重要な公共料金の決定等についての情報公開を促進するとともに、消費者契約法や消費者被害救済制度についての検討を進めます。また、消費者自身による社会問題への積極的な取組を支援します。</u></p> <p>1. <u>リコール情報の周知強化等</u>（施策番号：7、8 関係）【消費者庁、経済産業省、国土交通省、関係省庁等】</p> <p><u>リコール後も事故が起きている製品の定期的な再公表や消費者庁リコール情</u></p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）																		
	<p>報サイトの普及等により、リコール情報が頻繁に消費者の目に触れる機会を増やします。また、消費者庁リコール情報サイトに一元的に収集された情報を活用し、関係省庁等と連携し、多様な情報伝達手段を用いて、各種リコール情報が消費者に行き届くようきめ細かな情報発信を行うとともに、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について、消費者に対する教育・啓発等を行います。また、リコールについての消費者団体の協力の在り方について検討します。</p> <p>自動車リコールについて、自動車メーカー等が不具合に係る原因究明等のリコール業務を迅速かつ適切に実施するよう、(独)交通安全環境研究所における技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導します。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 659 1189 699"></th> <th data-bbox="1189 659 1525 699">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1525 659 1850 699">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1850 659 2033 699">担当省庁等</th> <th data-bbox="2033 659 2163 699">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 699 1189 1422">①</td> <td data-bbox="1189 699 1525 1422"> <ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 </td> <td data-bbox="1525 699 1850 1422"> <ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 </td> <td data-bbox="1850 699 2033 1422">消費者庁 経済産業省 関係省庁等</td> <td data-bbox="2033 699 2163 1422"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1422 1189 1501">②</td> <td data-bbox="1189 1422 1525 1501"> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、 </td> <td data-bbox="1525 1422 1850 1501"> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務 </td> <td data-bbox="1850 1422 2033 1501">国土交通省</td> <td data-bbox="2033 1422 2163 1501"></td> </tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 	消費者庁 経済産業省 関係省庁等		②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務 	国土交通省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考															
①	<ul style="list-style-type: none"> ・販売事業者等によるリコール情報の店頭広告等による情報提供の強化の促進 ・関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 ・製品安全に関する情報の周知徹底 ・消費者庁リコール情報サイトの普及に向けた周知活動 ・リコール情報の定期的な再公表 ・リコールについての消費者教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品安全に関する情報提供及び消費者庁リコール情報サイトの普及、リコール情報の再公表を行いつつ、更なる取組を推進 	消費者庁 経済産業省 関係省庁等																
②	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等のリコール業務について、 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き自動車メーカー等のリコール業務 	国土交通省																

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）			
	<u>技術的検証との一層の連携を図りつつ、確認・指導</u>	<u>について、確認・指導</u>		
	<p>2. 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション等（施策番号：21、21-2 関係）【消費者庁、食品安全委員会、外務省、厚生労働省、農林水産省、復興庁】</p> <p><u>食品中に含まれる放射性セシウムの基準値を下回る安全な食品が市場に流通しているにもかかわらず、消費者の基準値等に対する正確な理解が十分とはいえない状況であり、一部の消費者が、今なお食品に対して不安を抱いています。このため、リスクコミュニケーション等の強化を通じて、様々な媒体を活用しつつ、食品中の放射性物質に関する消費者の正確な理解の増進を図り、風評被害の払拭を図ります。</u></p>			
	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>・関係省庁等と連携しつつ、消費者のニーズに合わせた効果的なリスクコミュニケーション等の実施（子育て世代向けのミニ集会の開催促進、地域の生活文化を踏まえた意見交換会の実施等）</u> <u>・関係自治体と協力しつつ、販促キャンペーン等を通じた消費者の正しい理解の増進</u> <u>・リスクコミュニケーションの効果について検証を行い、風評被害の実態把握を実施</u> 	<p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>・平成 25 年度の取組に加え、風評被害の実態に合わせたリスクコミュニケーションの実施</u> 	<p>担当省庁等</p> <p>消費者庁 食品安全委員会 外務省 厚生労働省 農林水産省 復興庁</p>	<p>備考</p>

変更前（平成 24 年度）

変更後（平成 25 年度）

3. 消費者契約法（施策番号：42 関係）【消費者庁、法務省】

消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・法制審議会における民法（債権関係）改正に関する審議及び消費者委員会における消費者契約法の見直しに向けた検討状況も踏まえ、消費者契約法の規定の在り方の検討	・消費者契約法の見直しに向けて引き続き検討	消費者庁 法務省	

4. 公共料金等（施策番号：67-2 関係）【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】

公共料金等の決定過程の透明性等の確保の観点から、所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップの実施を含めた施策を検討します。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・書面調査や消費者委員会公共料金等専門調査会で行った各省庁ヒアリングを踏まえ、公共料金等の決定過程の透	・公共料金等の決定過程の透明性の確保に係る検討結果を踏まえ、所管省庁における公共料金等に係る実施状況に	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）			
		<u>明性を確保する方法について引き続き検討</u>	<u>ついてフォローアップ</u>	
	②	<u>・公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u>	<u>・公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</u>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁
	③	<u>・料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討</u>	<u>・料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討</u>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等 所管省庁
<p>5. 食品表示法（施策番号：69・73 関係）【消費者庁】</p> <p><u>食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示とすることを旨とし、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえ、関係者の理解を得ながら策定を行います。</u></p> <p><u>栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。</u></p>				
	①	<u>平成 25 年度</u> <u>・食品表示法に基づく食品表示基準の策定</u> <u>・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討</u>	<u>平成 26 年度</u> <u>・食品表示法に基づく食品表示基準の策定を引き続き実施</u> <u>・義務化される栄養表示の対象成分等に関する検討について引き続き実施</u>	<u>担当省庁等</u> 消費者庁 <u>備考</u>

変更前（平成 24 年度）

変更後（平成 25 年度）

6. いわゆる健康食品の表示等（施策番号：76、76-2、77 関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築 いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示に関する一元的な法執行の推進 「留意事項（法解釈の指針）」の周知徹底によるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化 	消費者庁	
②	<ul style="list-style-type: none"> 栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁	
③	<ul style="list-style-type: none"> いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進 消費者への啓発を引き続き実施 	消費者庁	

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）			
	④	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究 ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ ・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施 ・健康食品の安全性確保に関する取組の実施 	厚生労働省
	⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し 	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
<p>7. 消費者教育（施策番号：87、87-2、90、92、93、94、95、96、97、98 関係）</p> <p>【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】</p> <p>消費者教育の推進に関する法律の趣旨を踏まえて策定する消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、消</p>				

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）			
	<p>費者が自主的、合理的に行動することができるようその自立を支援し、消費生活の安定及び向上を図ります。</p>			
	<p>平成 25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定 ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援 	<p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議での審議結果を踏まえ、地方公共団体における推進計画策定及び地域協議会設置の取組を推進・支援しつつ、地方における消費者教育の取組を推進 	<p>担当省庁等</p> <p>消費者庁 文部科学省 関係省庁等</p>	<p>備考</p>
	<p>8. 消費者被害救済制度（施策番号：110、127、128 関係）【消費者庁、法務省】</p> <p>① 国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（以下、「消費者裁判手続特例法案」という。）について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。</p> <p>② ①の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度も踏まえ、消費者被害の救済のために必要な行政手法（「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」）について、検討を進めます。</p>			
	<p>平成 25 年度</p> <p>① 消費者裁判手続特例法案成立後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 <p>② 「消費者の財産被害に係</p>	<p>平成 26 年度</p> <p>消費者裁判手続特例法案成立後、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施行に向けた必要な準備 ・制度の周知・広報 <p>・研究会で取りまとめら</p>	<p>担当省庁等</p> <p>消費者庁</p>	<p>備考</p>

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）																		
	<u>る行政手法研究会」で 取りまとめられた報告 書を踏まえ、消費者被 害の防止・救済のため の具体的な行政手法の 更なる検討</u>	<u>れた報告書を踏まえ、 消費者被害の防止・救 済のための具体的な行 政手法の更なる検討</u>	法務省																
<p>9. 食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応（施策 番号：175 関係）【消費者庁、関係省庁等】</p> <p><u>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが 重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつ つ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進する。</u></p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 810 1191 842"></th> <th data-bbox="1191 810 1520 842">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1520 810 1848 842">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1848 810 2036 842">担当省庁等</th> <th data-bbox="2036 810 2170 842">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 842 1191 1002">①</td> <td data-bbox="1191 842 1520 1002"> <u>・家庭における食品ロス の実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた 効果的な取組の在り方 の検討</u> </td> <td data-bbox="1520 842 1848 1002"> <u>・調査分析や検討の結果 等を踏まえた取組の実 施</u> </td> <td data-bbox="1848 842 2036 1002"> 消費者庁 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2036 842 2170 1002"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1002 1191 1241">②</td> <td data-bbox="1191 1002 1520 1241"> <u>・その他消費者意識の向 上により社会問題の解 決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格 等に係る消費者意識、 認知度の調査分析</u> </td> <td data-bbox="1520 1002 1848 1241"> <u>・調査分析結果等を踏ま えた消費者への普及啓 発活動の実施及び必要 な取組の検討・実施</u> </td> <td data-bbox="1848 1002 2036 1241"> 消費者庁 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2036 1002 2170 1241"></td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<u>・家庭における食品ロス の実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた 効果的な取組の在り方 の検討</u>	<u>・調査分析や検討の結果 等を踏まえた取組の実 施</u>	消費者庁 関係省庁等		②	<u>・その他消費者意識の向 上により社会問題の解 決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格 等に係る消費者意識、 認知度の調査分析</u>	<u>・調査分析結果等を踏ま えた消費者への普及啓 発活動の実施及び必要 な取組の検討・実施</u>	消費者庁 関係省庁等				
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考															
①	<u>・家庭における食品ロス の実情等の調査分析 ・食品ロス削減に向けた 効果的な取組の在り方 の検討</u>	<u>・調査分析や検討の結果 等を踏まえた取組の実 施</u>	消費者庁 関係省庁等																
②	<u>・その他消費者意識の向 上により社会問題の解 決に資する取組の抽出 ・商品の流通経路、価格 等に係る消費者意識、 認知度の調査分析</u>	<u>・調査分析結果等を踏ま えた消費者への普及啓 発活動の実施及び必要 な取組の検討・実施</u>	消費者庁 関係省庁等																

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）													
	<p data-bbox="1131 135 1971 167">② 消費者に身近な地域における取組を充実する「地域力の強化」</p> <p data-bbox="1131 231 2159 406">消費者問題は、消費者が消費生活を営み、事業者と接する、地域において生じています。消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むためには、消費者に身近な地域の力を強化していくことが重要です。消費生活の「現場」を支えるとともに、国の行政との協働が求められる地方消費者行政の強化が必要です。</p> <p data-bbox="1131 422 2159 598">このため、消費者団体等と連携を図りながら、地方消費者行政活性化基金の活用等により、地方消費者行政の充実・強化を図るとともに、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備、PIO-NET の刷新を通じた消費生活の「現場」での相談業務の支援を行います。</p> <p data-bbox="1131 710 2072 742">10. 地方消費者行政（施策番号：121・122 関係）【消費者庁、関係省庁等】</p> <p data-bbox="1153 758 2139 885">「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に基づく施策を実施し、地方消費者行政活性化基金の活用等により、引き続き、地方消費者行政の充実・強化を図り、消費者被害の減少に向けて取り組めます。</p> <table border="1" data-bbox="1131 949 2159 1505"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 949 1198 989"></th> <th data-bbox="1198 949 1512 989">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1512 949 1848 989">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1848 949 2027 989">担当省庁等</th> <th data-bbox="2027 949 2159 989">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 989 1198 1505">①</td> <td data-bbox="1198 989 1512 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策 </td> <td data-bbox="1512 989 1848 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 </td> <td data-bbox="1848 989 2027 1505">消費者庁 関係省庁等</td> <td data-bbox="2027 989 2159 1505"></td> </tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政活性化基金の延長、上積み、執行 ・地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援方策の検討 ・基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針の明示とともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討 ・基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策について中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応 	消費者庁 関係省庁等											

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）													
	<p>についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の現況調査（毎年度実施）等により、基金等の効果を分析・検証・評価 ・平成 26 年度以降の財源の確保に向けた検討 													
<p>11. 消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備（施策番号：122-2 関係）【消費者庁、総務省、関係省庁等】</p> <p>消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 820 1191 863"></th> <th data-bbox="1191 820 1520 863">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1520 820 1845 863">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1845 820 2033 863">担当省庁等</th> <th data-bbox="2033 820 2170 863">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 863 1191 1267">①</td> <td data-bbox="1191 863 1520 1267"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 </td> <td data-bbox="1520 863 1845 1267"> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 </td> <td data-bbox="1845 863 2033 1267">消費者庁 総務省 関係省庁等</td> <td data-bbox="2033 863 2170 1267"></td> </tr> </tbody> </table>		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	消費者庁 総務省 関係省庁等				
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の専門性に配慮した任用を地方公共団体に働きかけ、地方公共団体における消費生活相談員の処遇を一層改善 ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の一層の処遇改善に向けて、引き続き働きかけ ・相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて、引き続き検討 	消費者庁 総務省 関係省庁等											
<p>12. PIO-NET の刷新（施策番号：1 関係）【消費者庁】</p> <p>PIO-NET について、相談員の負担軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、入力項目を削減するとともに、キーワードを大幅</p>														

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）													
	<p>に整理した上で自動付与を可能とすることなどにより、入力負担の軽減及び検索の精度向上・効率化及び相談件数の大幅な早期登録の実現を図るなど、抜本的な刷新に取り組みます。</p>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 320 1191 400"></th> <th data-bbox="1191 320 1507 400">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1507 320 1825 400">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1825 320 1977 400">担当 省庁等</th> <th data-bbox="1977 320 2159 400">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 400 1191 718">①</td> <td data-bbox="1191 400 1507 718"> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 </td> <td data-bbox="1507 400 1825 718"> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 </td> <td data-bbox="1825 400 1977 718">消費者庁</td> <td data-bbox="1977 400 2159 718"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働 </td> </tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当 省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当 省庁等	備考										
①	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムに関する最適化計画（業務・システム開発の指針）の策定 ・新システムに関する要件定義（基本機能・仕様の確定）の実施 ・地方公共団体との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムの構築・試験運用 	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から新システム稼働 										
	<p>③ 消費者トラブルへの対応を中心とした「消費者の信頼の確保」</p> <p>消費生活の安定及び向上を図り、経済を持続的に成長させるためには、消費者が安心して消費生活を営める市場を構築することが重要です。消費者が信頼をもてる市場の構築のためには、消費者トラブルへの迅速かつ厳正な対応が必要です。その対応にあたっては、経済社会のサービス化、高齢化、高度情報化、国際化といった消費者を取り巻く環境の変化を踏まえる必要があります。</p> <p>このため、特定商取引法、景品表示法、消費者安全法などの関係法令の厳正な執行を行います。加えて、消費者事故等の情報の収集・分析といった消費者安全の確保に関する取組を推進するとともに、特定商取引法の規定の施行状況についての検討等を行い、消費生活の基盤となる制度・仕組を整備します。また、消費者トラブルが多く発生しているエステ・美容医療サービス、詐欺的投資勧誘、有料老人ホームの入居一時金、電気通信事業における販売勧誘といった分野について、それぞれの特性を踏まえつつ、制度の改善を含め、的確に対応し、消費者の信頼を確保します。</p>													

変更前（平成 24 年度）

変更後（平成 25 年度）

13. 消費者安全行政（施策番号：4、12、13-2、13-2-2、13-2-3 関係）【消費者庁、関係省庁等】

- ① 消費者事故等の発生・拡大防止に向けて、関係省庁による密接な連携の下、消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施するとともに、これらの取組による効果や課題等について検証・評価を行い、より効果的な運用に努めます。
- ② 消費者安全調査委員会は、生命・身体の被害に係る消費者事故等の発生や被害の原因を科学的に究明し、その再発・拡大の防止のために必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。

	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
①	・消費者安全法等に基づき収集する事故情報の拡大やその分析・活用の強化を引き続き実施	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に向けたより効果的な運用	消費者庁 関係省庁等	
②	・平成 24 年 10 月の発足以降の体制整備も踏まえ、24 年度に選定された事故の調査等を丁寧かつ多角的に進めるとともに、断続的に事故が発生している分野、消費者の使用実態も踏まえた検討が必要な分野等について、再発・拡大の防止に向けた原因究明を着実に実施	・消費者事故等の発生状況も踏まえ、消費者の安全の確保に、より効果的に貢献できるよう、原因究明調査等を着実に実施	消費者庁 関係省庁等	

14. エステ・美容医療サービス（施策番号：39、39-2、39-3、153-3 関係）【厚生労働省】

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）																		
	<p>① <u>美容医療サービスについて、医療機関のホームページにおける表示適正化を担保するとともに、利用者への説明責任を徹底して実現します。</u></p> <p>② <u>まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、必要な措置を講じます。</u></p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 419 1193 459"></th> <th data-bbox="1193 419 1518 459">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1518 419 1843 459">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1843 419 2033 459">担当省庁等</th> <th data-bbox="2033 419 2163 459">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 459 1193 1262">①</td> <td data-bbox="1193 459 1518 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 </td> <td data-bbox="1518 459 1843 1262"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 </td> <td data-bbox="1843 459 2033 1262">厚生労働省</td> <td data-bbox="2033 459 2163 1262"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1262 1193 1501">②</td> <td data-bbox="1193 1262 1518 1501"> <ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及 </td> <td data-bbox="1518 1262 1843 1501"> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 </td> <td data-bbox="1843 1262 2033 1501">厚生労働省</td> <td data-bbox="2033 1262 2163 1501"></td> </tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	厚生労働省		②	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考															
①	<ul style="list-style-type: none"> ・美容医療サービスにおける「医療機関のホームページに関するガイドライン」の遵守状況の検証・評価の実施及び一定の改善が見られない場合、ホームページの表示を適正化するための法規制を含めた必要な措置の検討 ・消費者庁と連携するなどして、美容医療サービスにおける事前説明（消費者取引に関する内容を含む）及びその同意に係るトラブルの発生状況を把握し、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける医療機関のホームページの表示適正化のための措置の実施 ・平成 25 年度の取組を踏まえ、美容医療サービスにおける事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む）やその方法を具体的に示した指針の策定 	厚生労働省																
②	<ul style="list-style-type: none"> ・まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等の検討及 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度の措置の実施状況等を踏まえた対応 	厚生労働省																

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）				
	<u>び検討を踏まえた措置 の実施</u>				
	<p>15. 特定商取引法（施策番号：41、41-2、44-2、61 関係）【消費者庁、警察庁、経済産業省、関係省庁等】</p> <p>新たに規制の対象に置かれた訪問購入取引も含め、特定商取引法の厳正な執行に努めるとともに、改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、消費者被害の発生状況を把握し、特定商取引法の規定の施行状況について検討を行います。</p>				
	①	<p><u>平成 25 年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・特定商取引法に関する消費者被害の発生状況の把握・検証 	<p><u>平成 26 年度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入取引も含めた特定商取引法の厳正な執行 ・改正特定商取引法附則の規定も踏まえつつ、特定商取引法の規定の施行状況の検討 	<p><u>担当省庁等</u></p> <p>消費者庁 警察庁 経済産業省 関係省庁等</p>	<p><u>備考</u></p>
	<p>※ 平成 20 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 21 年 12 月 1 日）後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p> <p>※ 平成 24 年改正附則「政府は、この法律の施行（注：平成 25 年 2 月 21 日）後 3 年を経過した場合において、新特定商取引法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」</p>				
<p>16. 詐欺的投資勧誘等（施策番号：41、48、49、51、60、60-2、60-3、62、64、66、153-2 関係）【消費者庁、金融庁、警察庁、総務省、経済産業省、厚生労働省、関係省庁等】</p>					

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）																																						
	<p>高齢者等を狙った詐欺的な投資勧誘、インターネット取引及び医療機関債に関する消費者トラブルについて、被害の未然防止・拡大防止、被害回復の迅速化等のための対応を行い、消費者トラブルを減少させます。</p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 370 1191 411"></th> <th data-bbox="1191 370 1518 411">平成 25 年度</th> <th data-bbox="1518 370 1845 411">平成 26 年度</th> <th data-bbox="1845 370 2033 411">担当省庁等</th> <th data-bbox="2033 370 2148 411">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 411 1191 571">①</td> <td data-bbox="1191 411 1518 571"> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 </td> <td data-bbox="1518 411 1845 571"> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 </td> <td data-bbox="1845 411 2033 571"> 消費者庁 警察庁 金融庁 </td> <td data-bbox="2033 411 2148 571"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 571 1191 815">②</td> <td data-bbox="1191 571 1518 815"> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 </td> <td data-bbox="1518 571 1845 815"> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 </td> <td data-bbox="1845 571 2033 815"> 警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2033 571 2148 815"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 815 1191 1018">③</td> <td data-bbox="1191 815 1518 1018"> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 </td> <td data-bbox="1518 815 1845 1018"> <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 </td> <td data-bbox="1845 815 2033 1018"> 消費者庁 金融庁 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2033 815 2148 1018"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1018 1191 1177">④</td> <td data-bbox="1191 1018 1518 1177"> <ul style="list-style-type: none"> 消費者・行政一体となった押し売り・押し買い等排除のモデル事業の実施 </td> <td data-bbox="1518 1018 1845 1177"> <ul style="list-style-type: none"> 25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 </td> <td data-bbox="1845 1018 2033 1177"> 消費者庁 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2033 1018 2148 1177"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1177 1191 1342">⑤</td> <td data-bbox="1191 1177 1518 1342"> <ul style="list-style-type: none"> 「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発^(注) </td> <td data-bbox="1518 1177 1845 1342"></td> <td data-bbox="1845 1177 2033 1342"> 消費者庁 関係省庁等 </td> <td data-bbox="2033 1177 2148 1342"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1342 1191 1498">⑥</td> <td data-bbox="1191 1342 1518 1498"> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 </td> <td data-bbox="1518 1342 1845 1498"> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 </td> <td data-bbox="1845 1342 2033 1498"> 消費者庁 </td> <td data-bbox="2033 1342 2148 1498"></td> </tr> </tbody> </table>					平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	消費者庁 警察庁 金融庁		②	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等		③	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	消費者庁 金融庁 関係省庁等		④	<ul style="list-style-type: none"> 消費者・行政一体となった押し売り・押し買い等排除のモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 	消費者庁 関係省庁等		⑤	<ul style="list-style-type: none"> 「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発^(注) 		消費者庁 関係省庁等		⑥	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 	消費者庁	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考																																			
①	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、刑法、特定商取引法、消費者安全法の詐欺的投資勧誘に対する厳正な執行 	消費者庁 警察庁 金融庁																																				
②	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法、振り込め詐欺救済法の運用強化等による詐欺的投資勧誘に係る犯行ツール対策の強化 	警察庁 金融庁 総務省 経済産業省 関係省庁等																																				
③	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁や地方自治体の有する情報提供ツール等を活用した消費者への情報提供及び必要な体制の構築 	消費者庁 金融庁 関係省庁等																																				
④	<ul style="list-style-type: none"> 消費者・行政一体となった押し売り・押し買い等排除のモデル事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 25 年度の取組状況を踏まえ、全国展開に向け対応 	消費者庁 関係省庁等																																				
⑤	<ul style="list-style-type: none"> 「サクラサイト商法」に関する消費者被害の未然防止に向けた普及啓発^(注) 		消費者庁 関係省庁等																																				
⑥	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が消費者安全法の運用に参加するよう働きかけ及び参加のための環境整備 	消費者庁																																				

変更前（平成 24 年度）	変更後（平成 25 年度）													
	⑦	・医療機関債発行等のガイドラインの改定	厚生労働省											
<p>注： 「サクラサイト」とは、サイト業者に雇われたサクラが異性、タレントなどのキャラクターになりすまして、消費者の様々な気持ちを利用し、サイトに誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させ、その度に支払を続けさせるサイトを指す。</p>														
<p>17. 有料老人ホーム（施策番号：58、58-2 関係）【厚生労働省】</p> <p>有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性をさらに高めるための方策も含め入居一時金の在り方について検討し、必要な対応を行います。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査</td> <td>・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討</td> <td>厚生労働省</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査	・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討	厚生労働省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	・平成 24 年度の法改正以降における入居一時金についての実態調査	・平成 25 年度の調査結果を踏まえ、入居一時金の実態を分析し、必要な方策を検討	厚生労働省											
<p>18. 電気通信事業における販売勧誘方法の改善（施策番号：160、161、164 関係）【総務省】</p> <p>代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守の徹底を図るとともに、必要に応じ、制度的な対応も含め、所要の措置を検討し、実施します。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>担当省庁等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施</td> <td>・消費者トラブルの状況及び平成 25 年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施</td> <td>総務省</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考	①	・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	・消費者トラブルの状況及び平成 25 年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	総務省	
	平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考										
①	・自主基準等の遵守の促進と状況把握 ・制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	・消費者トラブルの状況及び平成 25 年度の取組状況等を踏まえ、制度的な対応も含め、必要な措置を検討・実施	総務省											

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
<p>【具体的施策】</p> <p>今後 5 年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p>(1) 消費者の安全・安心の確保</p> <p>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。</p>				<p>【具体的施策】</p> <p>今後 5 年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。</p> <p>1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援</p> <p>(1) 消費者の安全・安心の確保</p> <p>ア 情報を必要とする消費者に確実に届くよう、迅速かつ的確な情報の収集・発信の体制を整備します。</p>			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。</p> <p>②引き続き検討を行います。</p> <p>③一部実施済み（注 1）。引き続き追加配備を実施します。</p>	1	<p>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</p> <p>③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</p>	消費者庁	<p>①実施済み。</p> <p>②最適化計画策定等の作業を進めます。</p> <p>③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。</p>
2	<p>関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。</p>	消費者庁	<p>直ちに着手し、継続的に実施します。</p>	2	<p>関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。</p>	消費者庁	<p>継続的に実施します。</p>
3 ～6	(略)			3 ～6	(略)		
<p>(注 1) 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。</p>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁	<p>一部実施済み <u>(注7)</u>。</p> <p>サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>	7	<p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。</p> <p>また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	消費者庁	<p>一部実施済み <u>(注7)</u>。</p> <p>サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。</p>
8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	<p>継続的に実施します。</p>	8	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、<u>自動車メーカー等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</u></p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、<u>再リコール事案の届出が行われた際には技術検証を積極的に活用し、</u>リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>	国土交通省	<p>継続的に実施します。</p>
<p>(注7) リコール情報一元化システムを構築し<u>運用を開始。</u></p>				<p>(注7) リコール情報一元化システムを構築し、<u>平成 25 年 4 月 1 日に運用を開始。</u></p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
9	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>前段について、<u>継続的に実施します。</u></p> <p>後段について、<u>実施済み</u>（注9）。</p>	9	<p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。</p> <p>また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p><u>一部実施済み</u>（注9）。</p> <p><u>引き続き、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を継続的に展開します。</u></p>
10	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>	経済産業省	<p>前段について、<u>継続的に実施します。</u></p> <p>後段について、<u>平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</u></p>	10	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>	経済産業省	<p>前段については、<u>継続的に実施します。</u></p> <p>後段については、<u>実施済み。</u>（キッズデザイン製品開発支援事業が終了したため。）</p>
11	(略)			11	(略)		

（注 7）リコール情報一元化システムを構築し運用を開始。

（注 9）平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。

（注 9）平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。				イ 情報の分析・原因究明を的確かつ迅速に進めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
12	消費者安全法に基づき、 <u>関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</u> <u>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</u>	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	12	消費者安全法や消費生活用製品安全法に基づき <u>収集された</u> 、重大事故等の情報について、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。
13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> (注 13-2)。 <u>引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。</u>	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	<u>実施済み。</u> (平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
<p>(注 13-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-2 -2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	一部実施済み (注 13-2-2)。引き続き体制整備について、 <u>施策番号 13-2 と併せて必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。</u>	13-2 -2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	<u>実施済み。</u> (平成 24 年 8 月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年 10 月に消費者安全調査委員会が設置されたため。)
新規				13-2 -3	<u>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行います。</u>	消費者庁	平成 25 年 5 月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のある在り方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。
<p>(注 13-2-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	<u>引き続き検討を行います。</u>	13-3	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。	厚生労働省 関係省庁等	<u>平成 25 年 5 月に、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」において制度の基本的なあり方についてとりまとめを行いました。今後、できるだけ早期に制度を開始できるよう法制化の作業などの準備を進めます。</u>
13-4 ～17	(略)			13-4 ～17	(略)		
18	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。	経済産業省	継続的に実施します。	18	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。	経済産業省	<u>一部実施済み。継続的に実施します。</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
19	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。	総務省（消防庁）	継続的に実施します。	19	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。	総務省（消防庁）	継続的に実施します ^(注19) 。
				<p>(注 19) 消防法を一部改正し、火災原因と疑われる製品の製造事業者等に対する資料提出命令権等を消防機関に付与（平成 25 年 4 月 1 日施行）。</p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。				ウ 食の安全・安心を確保するための施策に取り組みます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
20	<u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u>	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	一部実施済み (注 20)。継続的に実施します。	20	<u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」に基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。</u>	消費者庁 内閣府 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 環境省 関係省庁等	継続的に実施します。
21	(略)			21	(略)		
新規				21-2	<u>食品と放射能に関する消費者理解の増進を推進します。</u> <u>消費者庁内に設置された「食品と放射能に関する消費者理解増進チーム」において、放射能に関する消費者の意識調査や生産者を含めた事業者からのヒアリング等により、食品の風評被害の実態を把握し、その結果を踏まえ、消費者理解の増進に必要な措置を講じ、風評被害の払拭を図ります。</u>	消費者庁 関係省庁等	<u>継続的に実施します。</u>
22	(略)			22	(略)		
(注 20) <u>食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を改定。</u>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
23	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「 <u>食品安全庁</u> 」について、 <u>関係省庁の連携の下、検討を行います。</u>	消費者庁 食品安全委員会 厚生労働省 農林水産省 関係省庁等	<u>リスク評価機関の機能強化については、平成 23 年度における施策の実施状況を踏まえ、平成 24 年度においても、継続的に取組を実施します。</u> <u>リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成 23 年度以降検討を開始します。</u>	23	リスク評価機関の機能強化について、検討を行います。	食品安全委員会	<u>過去の施策の実施状況を踏まえて、継続的に取組を実施します。</u>
24 ～25	(略)			24 ～25	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
26	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法 ⁵ の導入を促進するため、「 <u>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法⁶</u> 」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。	農林水産省	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。	26	食品製造事業者の中小規模層における HACCP（注 26-1）の導入を促進するため、「 <u>食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（注 26-2）</u> 」に基づき HACCP 導入やその前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備について、長期低利融資により支援します。 また、引き続き低コスト導入手法の構築や現場責任者・指導者養成のための研修と併せて、消費者の HACCP への理解促進の取組等を支援します。	農林水産省	<u>継続的に実施</u> <u>します。</u>
27	食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104:2008）を参考とするよう周知します。	農林水産省	継続的に実施します。	27	食品のリコール社告について、「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」（JIS S 0104:2008）の趣旨を分かりやすく整理した記載例を作成し、社告を出す際の参考とするよう周知します。	農林水産省	継続的に実施します。
28 ～34	(略)			28 ～34	(略)		

⁵HACCP 手法とは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を常時監視・記録する工程管理の手法。
食品製造事業者における HACCP 手法の導入は、大規模層においては相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模では低位にとどまっている。

⁶食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者が HACCP 手法を導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。

（注 26-1）HACCP とは、原料受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害を分析（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。HACCP 導入以前に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、危害要因の追及を容易にすることが可能。
食品製造事業者における HACCP の導入は、大規模層においては相当程度進んでいるが、大多数を占める中小規模層では低位にとどまっている。

（注 26-2）食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法とは、食品製造事業者が HACCP を導入する際の設備、施設の整備に要する費用について、長期低利融資による支援を措置する法律。平成 25 年 6 月 21 日施行の一部改正により、同法の有効期限を平成 35 年 6 月 30 日まで延長するとともに、長期低利融資の対象として、従来の HACCP 導入に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備のみに取り組む場合が追加された。

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。				エ その他、消費者の安全・安心の確保のための施策を着実に実施します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
36	(略)			36	(略)		
37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>必要に応じて、製品群ごとに作成します。</u>	37	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。	厚生労働省	<u>一部実施済み。引き続き、必要に応じて製品群ごとに手引きを作成又は改訂する。</u>
37-2	<u>いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）</u> の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	関係省庁等	<u>引き続き実施します。</u>	37-2	<u>合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。</u>	関係省庁等	<u>一部実施済み（注 37-2）。引き続き、合法ハーブ等と称して販売される薬物の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。</u>
				(注 37-2) 指定薬物の指定への迅速化、海外の流通実態や危険情報を基にした指定、包括指定の実施、消費生活センターに寄せられる情報の活用等、一定の成果を得ている。			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
38 ～39	(略)			38 ～39	(略)		
39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。	厚生労働省	引き続き実施します。	39-2	美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき、周知を行います。 <u>また、患者に対する事前説明（消費者取引を含む。以下同じ。）及びその同意に係るトラブルの発生状況について、消費者庁と連携するなどして把握するとともに、その結果を踏まえ、事前説明の内容やその方法を具体的に示した指針について検討・策定します。</u>	厚生労働省	前段について、引き続き実施します。 <u>後段について、平成 25 年度から検討し、26 年度に策定します。</u>
39-3	<u>まつ毛エクステンションに係る消費者被害防止策</u> について検討し、措置を講じます。	厚生労働省	できる限り早期に結論を得ます。	39-3	<u>まつ毛エクステンションの施術に係る安全を確保するため、美容師に必要な教育プログラムや消費者への情報提供の在り方等について検討し、措置を講じます。</u>	厚生労働省	平成 25 年度中に結論を得て、 <u>措置を講じます。</u>
40	(略)			40	(略)		
新規				172	<u>障害者基本法及び同法に基づく障害者基本計画に則し、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるために必要な施策を講じます。</u>	消費者庁 法務省 関係省庁等	<u>継続して実施します。</u>
新規				173	<u>小規模社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の設置状況や防火管理状況等の実態を踏まえ、必要な対策を検討します。</u>	総務省（消防庁） 厚生労働省	<u>引き続き検討を行います。</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。				(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
41～ 41-2	(略)			41～ 41-2	(略)		
41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	<u>平成 24 年度上半期を目途に検討を行い、対応します。</u>	41-3	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	消費者庁	<u>一部実施済み(注 41-3)。引き続き、所要の改正を進めます。</u>
42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	消費者庁 法務省 関係省庁等	消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。	42	消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。		<u>一部実施済み(注 42)。</u> 消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。
43	(略)			43	(略)		
				<p>(注 41-3) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令等で速やかに対応可能なものについて検討し、所要の改正作業を実施したため。</p> <p>(注 42) 平成 25 年 2 月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加された。また、平成 25 年 6 月 0 日に公布した食品表示法において、著しく事実と相違する食品表示が差止請求の対象とされている。</p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
44-2	<p>① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>	消費者庁 警察庁 経済産業省	<p>①実施済み。 <u>（被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取りを行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。）</u></p> <p>②一部実施済み（注44-2）。</p>	44-2	<p>① 貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>② その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>	消費者庁 警察庁 経済産業省	<p><u>実施済み。</u> <u>（訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が平成 25 年 2 月に施行となったため。）</u></p>
45	改正割賦販売法（注 45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、 <u>同法の運用を通じて適切な対応を進めます。</u>	経済産業省	継続的に実施します。	45	改正割賦販売法（注 45）を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する <u>消費者トラブル</u> についても、 <u>健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。</u>	経済産業省	継続的に実施します。
46 ～47	(略)			46 ～47	(略)		
<p>（注 44-2）「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</p> <p>（注 45）高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成 20 年 6 月 18 日改正割賦販売法公布、平成 22 年 12 月 17 日完全施行）。</p>				<p>（注 45）高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成 20 年 6 月 18 日改正割賦販売法公布、平成 22 年 12 月 17 日完全施行）。また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」を策定（平成 24 年 10 月 17 日施行）。</p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。	金融庁	引き続き実施します。	48	金融商品取引業者等について、様々な情報の収集・分析を行うことにより、業務の状況を適切に把握するよう努め、検査・監督を通じて問題が認められた場合は、必要に応じて行政処分等の投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。	金融庁	引き続き実施します。
49 ～55	(略)			49 ～55	(略)		
56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。	国土交通省	継続的に実施します。	56	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。また、リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、書面による契約の徹底、工事の内容や規模に応じ、工事の種別ごとにその経費の内訳を明らかにした見積りの実施及び見積書の交付を促進するための方策を検討します。	国土交通省	前段については、継続的に実施します。 後段については、平成 25 年度に検討を行います。
57 ～58	(略)			57 ～58	(略)		
58-2	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。	厚生労働省	引き続き検討します。	58-2	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。	厚生労働省	早期に検討します。
59 ～60	(略)			59 ～60	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
60-2	C02 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	<u>直ちに検討に着手します。</u>	60-2	C02 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省	<u>引き続き実施します。</u>
新規				60-3	<u>消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置が導入された改正消費者安全法を厳正に執行します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します</u> <small>(注 60-3)</small> 。
62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、 <u>金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。</u>	金融庁	引き続き実施します。	62	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への差止命令の申立てに係る調査権限等を行使し、 <u>金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行います。</u>	金融庁	引き続き実施します。
63	(略)			63	(略)		
				<small>(注 60-3) 平成 25 年 4 月 1 日に、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする消費者安全法の一部改正法が施行。</small>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ（「預保納付金の具体的使途について」）に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。</u></p>	金融庁 財務省	<p><u>前段について、継続的に実施します。</u></p> <p><u>一部実施済み。</u></p> <p><u>後段について、引き続き検討します。</u></p>	64	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p><u>振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。また、同法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業が平成 24 年 12 月 18 日より開始されたことを受け、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、当該事業にかかる制度の周知を図ります。</u></p>	金融庁 財務省	<u>継続的に実施します。</u>
65 ～66	(略)			65 ～66	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p> <p>③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	金融庁	<u>引き続き実施します。</u>	67-2	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組みます。</p> <p>① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ</p> <p>② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保</p> <p>③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	消費者庁 消費者委員会 各公共料金等所管省庁	<p><u>一部実施済み</u> <small>(注 67-2)。</small></p> <p><u>引き続き、公共料金等の決定過程の透明性を確保するため、継続的に実施します。</u></p>
68	(略)			68	(略)		
新規				174	<u>探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき、契約締結時における重要事項の説明や契約内容の書面交付が確実に行われることにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。</u>	警察庁	<u>継続的に実施します。</u>
				<p>(注 67-2) 公共料金等における情報公開等の現状を把握し、また、今後の取組みの方向性を検討するため、書面調査や消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会（座長：古城 誠 上智大学法学部長）による各省庁ヒアリングを実施したため。</p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。				イ 表示・規格・計量の適正化を図るための施策を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。	69 ・ 73	<u>食品表示法に基づく食品表示基準については、消費者の表示利活用の実態等を調査しつつ、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示の在り方、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえて、関係者の理解を得ながら策定を行います。</u> <u>栄養表示の義務化については、対象成分を始め栄養成分の表示の在り方について検討を進めます。小規模事業者に義務化が過度な負担とならないよう、食品関連事業者に対する支援措置等環境整備を図ります。</u>	消費者庁	<u>食品表示法公布後 2 年以内の施行に向け、同法に基づく食品表示基準の策定等必要な取組を実施します</u> （注 73）。
70	<u>加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>	70 ・ 75	<u>加工食品の原料原産地表示、中食・外食へのアレルギー表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示などの個別課題についての表示基準の見直しについては、順次検討を進めます。</u>	消費者庁	<u>新たな食品表示基準の策定について目途がついた段階から検討を実施します。</u>
71 ～72	(略)			71 ～72	(略)		
73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	施策を一部実施済み（注 73）。引き続き検討します。	73	<u>削除（施策番号 69 番と統合）</u>		
74	(略)			74	(略)		
75	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。			75	<u>削除（施策番号 70 番と統合）</u>		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
76	<u>「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。</u>	消費者庁	一部実施済み (注 76)。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。	76	<u>消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による『健康食品』の表示等の在り方に関する建議を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項（法解釈の指針）」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>施策を一部実施済み(注 76)。引き続き検討します。</u>
新規				76-2	<u>いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。</u>	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	<u>平成 25 年度に検討を開始し、平成 26 年度に実施します。</u>
77	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。	77	<u>いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。</u>	消費者庁	継続的に実施します。
78	(略)			78	(略)		
79	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	消費者庁 警察庁 農林水産省	継続的に実施します。	79	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援すること等により、関係法令の効果的な執行を図ります。	消費者庁 警察庁 農林水産省	継続的に実施します。
<small>(注 76) 平成 22 年 8 月に、『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。</small>				<small>(注 76) 平成 25 年 7 月 1 日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。</small>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
新規				79-2	<u>食品表示法を実効的なものとするため、問い合わせ対応等のワンストップ体制等を早急に整備します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>
80 ～86	(略)			80 ～86	(略)		
86-2	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。	経済産業省	<u>直ちに検討に着手します。</u>	86-2	放射線測定器について、日本工業規格（JIS）に定める校正方法の周知を通じてその計測の信頼性を確保します。	経済産業省	<u>実施済み。</u> <u>（食品中の放射性セシウム他の測定を簡便に行うことを可能にし、性能、構造及び校正方法（標準線源を用いた試験方法）等を規定した JIS 規格“JIS Z4342 シンチレーション式放射能測定器”を制定（平成 25 年 3 月 21 日公示）。また、一般社団法人日本電気計測器工業会にて測定器の校正や適切なサーベイメーターを選定するためのガイドラインを作成。）</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。				(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実 ア 消費者教育を体系的・総合的に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
87	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み</u> <small>(注 87)</small> 。 <u>消費者教育推進会議の取りまとめ結果（平成 24 年 4 月 6 日）を踏まえ、継続的に実施します。</u>	87	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>一部実施済み。</u> <u>「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえた関係省庁による消費者教育の充実は、継続的に実施します。</u>
新規				87-2	<u>消費者教育の推進に関する基本的な方針案について、消費者教育推進会議などから意見を聴き、基本方針を策定する。その基本方針に基づき、引き続き、消費者教育推進会議を開催し、消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進を検討します。</u>	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	<u>継続的に実施します。</u>
88	(略)			88	(略)		
<u>(注 87) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催し、平成 24 年 4 月 6 日に報告書取りまとめ。</u>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
89	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	消費者庁	<u>一部実施済み</u> <small>(注 89)。</small> <u>継続的に実施</u> <u>します。</u>	89	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	消費者庁	<u>実施済み。</u> <u>(平成 25 年 1 月に消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から「消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～」を取りまとめ、公表し、各都道府県・政令指定都市に配布。)</u>
90 ～92	(略)			90 ～92	(略)		
新規				175	<u>消費者自身が社会の一構成員としての自覚を持ち、主体的に行動することが重要であるような課題について、消費者教育・啓発への取組を有効に活用しつつ、積極的な取組を支援する具体的施策を推進します。</u>	<u>消費者庁</u> <u>関係省庁等</u>	<u>継続的に実施</u> <u>します。</u>
<p>(注 89) 平成 22 年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。</p>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
イ 学校における消費者教育を推進・支援します。				イ 学校における消費者教育を推進・支援します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
93	(略)			93	(略)		
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注 94)</u> 。 継続的に実施 します。	94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注 94)</u> 。 継続的に実施 します。
95	(略)			95	(略)		
(注 94) 平成 22 年度、平成 23 年度に担当省庁等において教材等を作成。				(注 94) 平成 22 年度、平成 23 年度、 <u>平成 24 年度</u> に担当省庁等において教材等を作成。			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。				ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。	96	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。 <u>特に、金融経済教育は、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要です。</u>	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省	継続的に実施します。
97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <u>(注 97)。</u> 継続的に実施します。	97	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	消費者庁 文部科学省	一部実施済み <u>(注 97)。</u> 継続的に実施します。
98	(略)			98	(略)		
(注 97) 平成 22 年 11 月より開催している消費者教育推進会議を継続して開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（東京、 <u>岐阜</u> ）。				(注 97) 関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催（ <u>神戸</u> 、東京）。			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。				エ 消費者に対する普及啓発・情報提供に努めます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
99 ～ 106	(略)			99 ～ 106	(略)		
新規				106 -2	<u>市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する成年後見制度法人後見支援事業、及び都道府県又は市町村による成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う成年後見制度普及啓発事業の実施等により、障害者の権利擁護の推進を図ります。</u>	厚生労働省	<u>継続的に実施します。</u>
新規				106 -3	<u>高齢者や障害者の消費者被害を防止するため、成年後見制度について、国民生活センター、消費生活センター等の様々な経路も活用し、制度の周知を図ります。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します</u>
107	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）	107	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）を含む介護職員に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。	厚生労働省	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）
新規				176	<u>消費者基本法に基づき、前年度に講じた消費者政策の実施の状況を「消費者白書」として国会に報告するとともに、広く国民や関係団体、海外に向けて情報提供します。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保				(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保			
施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108 ～ 109	(略)			108 ～ 109	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
（５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。				（５）消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進 ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み (注 110-1)。 <u>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指します。</u> <u>財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い</u> (注 110-2)、平成 24 年度中を目途に取りまとめます。	110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み (注 110-1) (注 110-2)。 <u>国会提出中の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案について、成立後円滑な施行に向けて必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組みます。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、更に検討します。</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
111 ～ 112	(略)			111 ～ 112	(略)		
<p><u>(注 110-1) 平成 24 年 2 月 14 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。</u></p> <p><u>(注 110-2) 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。</u></p>				<p><u>(注 110-1) 平成 24 年 8 月 29 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」が成立（平成 24 年 9 月 5 日公布、平成 25 年 4 月 1 日完全施行）。</u></p> <p><u>(注 110-2) 平成 25 年 4 月 19 日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を国会に提出済み。</u></p>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。				イ 裁判外紛争処理手続（ADR）を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
113 ～ 116	(略)			113 ～ 116	(略)		
117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による<u>無料専門家相談の実績の整理・分析</u>を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。	117	<p>① 住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>② 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>③ リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による<u>専門家相談の実績の整理・分析</u>を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>	国土交通省	継続的に実施します。
118 ～ 120	(略)			118 ～ 120	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上				2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上			
(1) 地方公共団体への支援・連携 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施する等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。				(1) 地方公共団体への支援・連携 「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、これに基づく施策を実施する等、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「<u>地方消費者行政の充実・強化のためのプラン</u>」に基づく施策を推進します。</p> <p>② 「<u>集中育成・強化期間</u>」後の地方消費者行政について、<u>詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」</u>をまとめた「<u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u>」を取りまとめ、<u>引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</u></p> <p>③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>④ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>⑤ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>①実施済み。</p> <p>②<u>継続的に実施します。</u></p> <p>③及び④:引き続き実施します。</p> <p>⑤及び⑥:引き続き検討します。</p>	121 ・ 122	<p>① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「<u>地方消費者行政の充実・強化のための指針</u>」に基づく施策を推進し、<u>引き続き地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</u></p> <p>② 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>③ 「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組みます。</p> <p>④ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、<u>地方分権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</u></p> <p>⑤ <u>平成 26 年度以降</u>においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行い</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>①<u>継続的に実施します。</u></p> <p>②及び③:引き続き実施します。</p> <p>④及び⑤:引き続き検討します。</p> <p>⑥<u>継続的に実施します。</u></p>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
	<p>の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>⑥ 「地方消費者行政活性化基金」終了^(注 122)後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p>				<p>ます。</p> <p>⑥ <u>基金等の活用期間に関する一般準則による地方公共団体への支援の方針を明示するとともに、基金等により整備した消費者行政体制の維持・充実のための方策についての中長期的な観点からの検討及びその結果に基づく所要の対応を行います。</u></p>		
122 -2	<p>消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>	消費者庁	<p><u>平成 24 年夏を</u> <u>目途に、今後の</u> <u>方向性につい</u> <u>て一定の結論</u> <u>を得た上、更に</u> <u>検討を進めま</u> <u>す。</u></p>	122 -2	<p>消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。</p>	消費者庁	<p><u>平成 26 年の通</u> <u>常国会を念頭</u> <u>に、消費生活相</u> <u>談員資格の法</u> <u>的位置付けの</u> <u>明確化等の具</u> <u>体化に向けて</u> <u>必要な事項に</u> <u>ついて検討を</u> <u>行います。</u></p>
123 ～ 126	(略)			123 ～ 126	(略)		
<p>(注 122) 平成 24 年度（被災 4 県については平成 25 年度）まで延長。</p>							

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(2) 消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。				(2) 消費者団体等との連携 消費者団体等と連携し、それらの活動の促進を図ります。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み <small>(注 127)</small> 。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。	127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み <small>(注 127)</small> 。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。
128 ～ 129	(略)			128 ～ 129	(略)		
(注 127) 平成 24 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。				(注 127) 平成 24・25 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。 <u>さらに、平成 25 年度予算においては、「地方消費者行政活性化基金」の仕組みを活用した「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」のメニューの一つとして適格消費者団体設立の促進を図ることとしている。</u>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。				(3) 事業者や事業者団体による自主的な取組の促進 事業者団体等と連携し、事業者による適正な事業活動を支援します。			
施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
130	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、 <u>法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。</u>	消費者庁	<u>継続的に実施します。</u>	130	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、 <u>法や通報処理制度の実態についての調査検討等を行い、必要に応じて適切な措置を講じます。</u>	消費者庁	<u>一部実施済み</u> <small>(注 130)</small> 。 <u>引き続き、法の周知・啓発及び調査検討等を実施します。</u>
131 ～ 133	(略)			131 ～ 133	(略)		
				(注 130) 「民間事業者における通報処理制度の実態調査」、「公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査」及び「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を実施。 <u>。</u>			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(4) 行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。				(4) 行政組織体制の充実・強化 消費者政策に関する行政組織の整備と行政運営の改善を図ります。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成 24 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。	134	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	平成 25 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
135 ～ 139	(略)			135 ～ 139	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
3 経済社会の発展への対応				3 経済社会の発展への対応			
(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。				(1) 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進 環境に配慮した消費行動と事業活動を着実に推進します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
140	(略)			140	(略)		
141	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。	環境省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注141)</u> 。引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、化学物質に関する情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。	141	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。	環境省 関係省庁等	一部実施済み <u>(注141)</u> 。引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、化学物質に関する情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
142 ～ 147	(略)			142 ～ 147	(略)		
(注 141) 化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質 <u>(平成 23 年度は 40 物質を新たに追加)</u> について、化学物質ファクトシートとして情報を整備。				(注 141) 化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質について、化学物質ファクトシート <u>2012 年版</u> として情報を公表。			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
148	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、<u>産地における消費者との交流等</u>を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>	農林水産省	継続的に実施します。	148	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、<u>有機農業者等と消費者との交流等</u>を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>	農林水産省	継続的に実施します。
149 ～ 150				149 ～ 150			
151	<p>食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「<u>食品リサイクル推進環境大臣賞</u>」）し、全国で紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。</p>	環境省	継続的に実施します。	151	<p>食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「<u>循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰</u>」）し、全国で紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。</p>	環境省	継続的に実施します。
152	(略)			152	(略)		

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。				(2) 高度情報通信社会の進展への的確な対応 高度情報通信社会の進展に係る施策についての的確に対応します。			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「 <u>インターネット取引連絡会</u> 」(仮称)の運営 ⑥ 二国間会議、 <u>UNCITRAL</u> の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み(注153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。	153-2 ・ 171	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「 <u>インターネット消費者取引連絡会</u> 」の運営 ⑥ 二国間会議、 <u>国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)</u> の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討	消費者庁 総務省 経済産業省	①実施済み(注153-2①)。今後の制度の在り方について継続的に検討します。 ②実施済み(注153-2②)。「留意事項」の周知を継続的に実施します。 ③、⑤、⑥：継続的に実施します。 ④実施済み(注153-2④)。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。
(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。 (注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。 (注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター (CCJ) を開設。				(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。 (注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。 (注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター (CCJ) を開設。			

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
153 -3	<u>国民・患者に対する適切な情報提供の観点等から、医療機関のホームページに関する指針を整備し、医療機関の自主的な取組を促します。</u>	厚生労働省	<u>平成 24 年度中に指針を整備します。</u>	153 -3	<u>平成 24 年 9 月に作成した医療機関ホームページガイドラインについて、国民・患者・関係団体等への周知徹底を行い、関係団体等による自主的な取組を促すとともに、ガイドラインの遵守状況の検証・評価を実施し、一定の改善が見られない場合には美容医療機関等のホームページの表示を適正化するための、法規制を含めた必要な措置の検討・実施します。</u>	厚生労働省	<u>平成 25 年度に検討し、26 年度に実施します。</u>
154 ～ 155	(略)			154 ～ 155	(略)		
156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	<u>平成 24 年度に実施します。</u>	156	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。	警察庁	<u>継続的に実施します。</u>
157	① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。 ② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 ③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。	警察庁 総務省 経済産業省	<u>①平成 24 年度に実施します。</u> <u>②及び③:継続的に実施します。</u>	157	① 改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。 ② 送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。 ③ フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消費者に対して情報提供・注意喚起を行います。	警察庁 総務省 経済産業省	<u>継続的に実施します。</u>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
158	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 ^(注 158) 」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。	内閣府	継続的に実施します。	158	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 ^(第 2 次) ^(注 158) 」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。	内閣府 関係省庁等	継続的に実施します。
160	<u>電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。</u> <u>また、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。</u>	総務省	継続的に実施します。	160	<u>電気通信分野において、「電気通信サービスの利用者の利益の確保・向上に関する提言」（平成 23 年 12 月）を受けて、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を踏まえ、適合性の原則を考慮し、法令及び当該自主基準等の遵守の徹底を通じ、電気通信事業者及び代理店による勧誘の適正化を推進します。</u> <u>また、業界団体や各電気通信事業者における対応にもかかわらず、一定期間内に状況が改善されない場合、電気通信サービスの性質を踏まえつつ制度的な対応も含め必要な措置を検討し、確実に実施します。</u>	総務省	継続的に実施します。
161 ～ 166	(略)			161 ～ 166	(略)		

(注 158) 平成 21 年 6 月 30 日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定。

(注 158) 平成 24 年 7 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定。

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
新規				177	<p>①情報通信技術の進展を踏まえ、<u>プライバシー保護等に配慮したパーソナルデータ（個人に関する情報）のネットワーク上での利用・流通を促進します。</u></p> <p>②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「<u>スマートフォン プライバシー イニシアティブ</u>」（平成 24 年 8 月）を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、<u>プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します。</u></p> <p>③<u>パーソナルデータの利活用</u>に当たって、<u>事業者に求められる「利用規約等の分かり易い表示」等の消費者との信頼関係を構築するための取組についての普及を推進します。</u></p> <p>④<u>オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に、新たな検討組織を速やかに設置し、データの活用と個人情報及びプライバシー保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの策定等を年内できるだけ早期に進めるとともに、監視・監督、苦情・紛争処理機能を有する第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を年内に策定します。</u></p>	内閣官房 総務省 経済産業省 消費者庁 関係省庁等	<p>①「<u>パーソナルデータの利用・流通に関する研究会</u>」<u>報告書（平成 25 年 6 月公表）を踏まえ、実施します。</u></p> <p>②利用者視点を踏まえた<u>ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォン時代の安心安全な利用環境の在り方に関する WG」</u>における検討（平成 25 年 7 月を目途に取りまとめを行う予定）も踏まえつつ、<u>継続して実施します。</u></p> <p>③IT 融合フォーラム・パー</p>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
							<p><u>ソナルデー</u> <u>タワーキン</u> <u>グループに</u> <u>おける報告</u> <u>書（平成 25</u> <u>年 5 月公表）</u> <u>を踏まえ、平</u> <u>成 25 年度か</u> <u>ら実施しま</u> <u>す。</u></p> <p>④IT 総合戦略 本部の下に、 新たな検討 組織を設置 して検討を 開始し、新た な法的措置 も視野に入 れた制度見 直し方針を 年内に策定 し、<u>制度見直</u> <u>し方針に基</u> <u>づく各施策</u> <u>を関係省庁</u> <u>等が実施し</u> <u>ます。</u></p>

変更前（平成 24 年度）				変更後（平成 25 年度）			
(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。				(3) 国際化の進展への対応 国際化の進展に的確に対応します。			
施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
168	(略)			168	(略)		
169	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施 します。	169	二国間・地域間・多国間における消費者問題について、政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	消費者庁 外務省 関係省庁等	継続的に実施 します。
170	(注)			170	(注)		